日薬研発第131号
令和３年９月８日

各都道府県薬剤師研修協議会会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長　　豊　島　　聰
（捺印省略）

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）への薬剤師登録時等における点検の励行のお願いについて(依頼)

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、PECSへの薬剤師の登録は令和３年３月15日より開始し、現在約11万人が登録しております。この登録において、生年月日、薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日は、当該薬剤師固有のものであることから、容易に変更できないようにシステム設計しており、いったん登録手続きを行った後は変更できないとご案内しております。特に、薬剤師免許登録番号は、当該薬剤師のみが保有するものであるため、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーコードとしており、PECSにおける位置は重要なものとなっています。

しかしながら、個別の申し出の件数あるいは７桁の番号や１から４万番台の番号の存在のような明らかに誤りとわかる件数などからして、薬剤師名簿登録番号を誤って登録している方は数千人規模で存在していると推測されます。このような登録の誤りにより、上述のことに加え、その薬剤師名簿登録番号を正規に有する薬剤師がPECS登録を行えないという支障も生じております。

現在、誤って登録されたことが判明した方には順次是正措置を講じてきておりますが、今後薬剤師のPECS登録を行う方は、確認画面において十分な注意を払って確認したうえで登録するよう、貴会より機を捉えてご周知いただきたく、お願い申しあげます。本件に関しては本年８月20日付けでホームページに注意喚起の掲示を行っておりますが、その後も誤って登録する例が生じておりますので、改めてお願い申しあげます。

なお、研修実施機関の登録申請においても、必要書類等の十分な点検をお願いいたしたく、併せてお願い申しあげます。